

伊予市告示第48号

伊予市浄化槽雨水貯留施設改造費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、節水型まちづくりの一環として、雨水の有効利用を促進し、もって節水意識の高揚を図るため、下水道等を使用することにより不要となった浄化槽を雨水貯留施設に改造する者に対し、市が予算の範囲内で伊予市浄化槽雨水貯留施設改造費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽及び単独処理浄化槽をいう。
- (2) 雨水貯留施設 敷地内に降った雨水を貯留する雨水貯留槽及びこれに付随する給排水設備を備えた施設をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、市内において下水道等を使用することにより不要となった浄化槽を、自ら利用するために雨水貯留施設に改造する者であって、市税及び下水道事業受益者負担金並びに下水道使用料を滞納していない者とする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、浄化槽を雨水貯留施設に転用するために必要な経費で、次に掲げるものとする。

- (1) 浄化槽の汚泥の引抜き及び清掃費
- (2) 不用部品の撤去処分及び仕切り板の穴あけ工事の経費
- (3) 内部洗浄消毒費
- (4) ポンプの設置及び散水施設の配管工事の経費
- (5) 雨水の集排水管の配管工事の経費
- (6) 浄化槽の補強に要する工事の経費
- (7) その他市長が雨水貯留施設に転用するために必要と認めた経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額とし、12万円を限度とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、事前に伊予市浄化槽雨水貯留施設改造費補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 平面図
- (3) 構造詳細図
- (4) 改造工事費見積書
- (5) 市税完納証明書
- (6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の適否を決定し、伊予市浄化槽雨水貯留施設改造費補助金交付決定通知書(様式第2号)又は伊予市浄化槽雨水貯留施設改造費補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、その旨を申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により交付決定する場合において、市長は必要と認めたときは条件を附することができる。

(工事の変更等)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、工事の計画を変更し、又は中止しようとするときは、伊予市浄化槽雨水貯留施設改造費補助金変更等承認申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を得なければならない。

2 市長は、前項に定める伊予市浄化槽雨水貯留施設改造費補助金変更等承認申請書を受理したときは、内容を審査の上、その可否を決定し、伊予市浄化槽雨水貯留施設改造費補助金変更等に関する決定通知書(様式第5号)により、申請者に通知するものとする。

(工事完了報告)

第9条 補助事業者は、改造工事が完了したときは、完了した日から起算して5日以内に工事完了報告書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条に規定する工事完了報告書を受理したときは、内容を審査し、完了検査を行い、工事の内容が補助金の交付決定の内容及びこれに附した条

件に適合すると認めるときは、伊予市浄化槽雨水貯留施設改造費補助金交付額確定通知書（様式第7号）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第11条 補助金交付額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、当該改造工事の費用を支払ったことを証する書類を添付し、伊予市浄化槽雨水貯留施設改造費補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定の取消し等）

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、市長は、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- （1）この要綱又は補助金交付の条件に違反したとき。
- （2）この要綱により市長に提出した書類に偽りの記載があったとき。
- （3）その他市長が取り消す必要があると認めるとき。

（管理義務等）

第13条 補助金の交付を受けた者は、当該雨水貯留施設を常に良好な状態で管理し、雨水利用に努めなければならない。

（改造工事の施工者）

第14条 この要綱に基づく浄化槽の改造工事を行うことができる者は、伊予市下水道条例（平成17年伊予市条例第160号）第8条に規定する排水設備指定工事店の指定を受けた者とする。

（調査）

第15条 市長は、この要綱の施行に必要な範囲において、補助事業者の申請内容等について調査を行うことができる。

（事務手続の委任）

第16条 申請者は、第6条、第8条第1項、第9条及び第11条に係る事務手続を代理人に委任することができる。

2 前項の規定により委任するときは、代理人は、第6条の規定により申請するときに、伊予市浄化槽雨水貯留施設改造費補助金交付申請等に関する委任状（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成22年6月1日から施行する。